

# 令和4年度 公共交通に関する意見交換会 開催要領

令和4年9月2日政策室長決裁

## 1 目的

本市の公共交通について、市民や交通事業者などの関係者の意見を聴取し、現状を踏まえた意見交換を行うことにより、将来的に持続可能な本市の公共交通のあり方を検討するため、公共交通に関する意見交換会（以下、「意見交換会」という。）を開催する。

## 2 所掌事務

意見交換会は次の各号に掲げる事項について、関係者の意見を聴取し、意見交換を行う。

- (1) 本市の公共交通に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた公共交通の運行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共交通に関し意見交換会が必要と認めること。

## 3 委員

意見交換会は政策室が主催し、次に掲げる者に委員として参加を依頼する。

- (1) 市民
- (2) 市内交通事業者等
- (3) 国又は県の交通政策担当職員
- (4) 学識経験者

## 4 委員報酬

市長は、予算の定めるところにより委員に報償を支給する。

## 5 会議

意見交換会の会議は、学識経験者がその議長となる。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、別に定める。